

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号	29 都道府県	1 所掌	01 管轄	017949 基幹番号	000 扶番号	
	被一括事業場番号					
法人番号	2130001032655					

様式第9号の2（第18条第1項関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間 【事業場外】					
派遣業		株式会社ティーエム・テックス 奈良オフィス		(〒 639 - 1123) 奈良県大和郡山市筒井町722-4モトビル2F		令和 7 年 3 月 11 日 ~ 令和 8 年 3 月 10 日 [年 月 日 ~ 年 月 日]					
労働者派遣事業				電話 0743 (23) 1770							
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 【事業場外】	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
						1日	1箇月(①については45時間まで、 ②については42時間まで)		1年(①については360時間まで、 ②については320時間まで)		
						法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者										
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 【事業場外】	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる 法定休日における始業 及び終業の時刻			
						1か月		0 時 24 時 0 分 ~ 0 分			
						4回					
						1か月		0 時 24 時 0 分 ~ 0 分			
						4回					

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。
(チェックボックスにチェック)

受付
令和7年2月28日
奈良労働基準監督署

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類 〔事業場外〕	労働者数 （満18歳以上の者）	1日 （任意）		1箇月 （時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。）				1年 （時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。）		
									起算日 （年月日）	令和 7 年 3 月 11 日	
			延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	限度時間を超えて労働させることができる回数 （6回以内に限る。）	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数 法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 （任意）	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
一時的な受注の集中、突発的なトラブル対応	営業 []	3人	時間 分	時間 分	6回	80時間 0分	時間 分	25% 60時間超50%	720時間 0分	時間 分	25%
請求書作成や決算など一時的な業務の集中	事務 []	1人	時間 分	時間 分	6回	80時間 0分	時間 分	25% 60時間超50%	720時間 0分	時間 分	25%
	[]	人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
	[]	人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
	[]	人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
	[]	人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
	[]	人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
	[]	人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
	[]	人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
限度時間を超えて労働させる場合における手続		[] 通告 労働者代表に事前通知									
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		（該当する番号） ☑ ① 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。 ☐ ② 労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間において労働させる回数を1箇月について一定回数以内とすること。 ☐ ③ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。 ☐ ④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。 ☐ ⑤ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。 ☐ ⑥ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。 ☐ ⑦ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。 ☐ ⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。 ☑ ⑨ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。 ☐ ⑩ その他							（具体的内容） 対象労働者に対して医師による面接指導、保健指導を実施。		
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☑ （チェックボックスに要チェック）											

協定の成立年月日 令和 7 年 2 月 27 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称

又は労働者の過半数を代表する者の 職名 営業社員
氏名 太田 浩文

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法 （ [] 投票 信任投票による選出 ）

○上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☑

○上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☑

令和 7 年 2 月 27 日

使用者 職名 代表取締役
氏名 松岡 敬太
奈良労働基準監督署長殿

受付
令和 7 年 2 月 28 日
奈良労働基準監督署

時間外労働
休日労働に関する協定届

労働保険番号	2910101794000
法人番号	2130001031659

様式第9号の2(第16条第1項関係)

事業の種類		事業の名称			事業の所在地(電話番号)				協定の有効期間		
労働者派遣事業		株式会社ティーエム・テックス 奈良オフィス			〒 639-1123 奈良県大和郡山市筒井町722-4 モトビル2F 電話番号： 0743-23-1770				2025年3月11日		
時間外労働		時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
						1日		1箇月(①は45時間まで、 ②は42時間まで)		1年(①は360時間まで、 ②は320時間まで)	
						法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間 を超える時間 数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間 を超える時間 数 (任意)	法定労働時間 を超える時間 数	所定労働時間 を超える時間 数 (任意)
						起算日 (年月日)	2025年3月11日	起算日 (年月日)	2025年3月11日		
	① 下記②に該当 しない労働者	受注の集中・労務管理	営業	3名	8時間		45時間		360時間		
		給与計算・請求書作成	事務	1名	8時間		45時間		360時間		
	② 1年単位の 変形労働時間制に より労働する労働者										
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の 時刻		
	受注の集中・労務管理		営業	3名			1ヶ月に4回		0:00~24:00		
	給与計算・請求書作成		事務	1名			1ヶ月に4回		0:00~24:00		
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。											

☒ (チェックボックスに要チェック)



時間外労働
休日労働に関する協定届(特別条項)

様式第9号の2(第16条第1項関係)

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月(時間外労働及び休日労働を合算した時間数。 100時間未満に限る。)			1年(時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。)		
								起算日 (年月日)		
								2025年3月1日		
			延長することができる時間数	限度時間を超えて労働させることができる回数(6回以内に限る。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数		限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数		限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数			法定労働時間を超える時間数		所定労働時間を超える時間数 (任意)
一時的な受注の集中、突発的なトラブル対応	営業	3名	8時間		6回	80時間		25%(60時間超50%)	720時間	25%
請求書作成や決算など一時的な業務の集中	事務	1名	8時間		6回	80時間		25%(60時間超50%)	720時間	25%
限度時間を超えて労働させる場合における 手続		労働者代表への通知								
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		(該当する番号)	(具体的内容)							
		①、④	対象労働者に対して産業医による面接指導,保険指導を実施。							
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。										

☒ (チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 2025年2月27日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の
職名 営業
氏名 太田 浩文

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 (信任投票による選出)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☒ (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)

2025年2月27日

使用者 職名 代表取締役
氏名 松岡 敬太

奈良 労働基準監督署長殿

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号	29 都道府県	1 所掌	01 管轄	017949 基幹番号	000 扶番号	
	被一括事業場番号					
法人番号	2130001032655					

様式第9号の2（第18条第1項関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間 〔事業場外〕						
派遣業		株式会社ティーエム・テックス スタッフ事業部 奈良オフィス		(〒 639 - 1123) 奈良県大和郡山市筒井町722-4モトビル2F		令和 7 年 3 月 11 日 ~ 令和 8 年 3 月 10 日 [年 月 日 ~ 年 月 日]						
労働者派遣事業				電話 0743 (23) 1770								
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 〔事業場外〕	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数						
						1日	1箇月(①については45時間まで、 ②については42時間まで)		1年(①については360時間まで、 ②については320時間まで)			
						法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者											
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 〔事業場外〕	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる 法定休日における始業 及び終業の時刻				
						1か月		0 時 24 時 0 分 ~ 0 分				
						4回						
						回		時 時 分 ~ 分				
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 (チェックボックスにチェック)												

受付
令和7年3月3日
奈良労働基準監督署

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類 〔事業場外〕	労働者数 （満18歳以上の者）	1日 （任意）		1箇月 （時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。）				1年 （時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。）		
									起算日 （年月日）	令和 7 年 3 月 11 日	
			延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	限度時間を超えて労働させることができる回数 （6回以内に限る。）	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数 法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 （任意）	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
一時的な受注の集中、納期の集中、突発的なトラブル対応	一般事務職、物の製造業務	75人	8時間 分	時間 分	6回	80時間 0分	時間 分	25% 60時間超50%	720時間 0分	時間 分	25%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
限度時間を超えて労働させる場合における手続		通告 労働者代表に事前通知									
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		（該当する番号） ☒ ① 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。 ☐ ② 労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間において労働させる回数を1箇月について一定回数以内とすること。 ☐ ③ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。 ☐ ④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。 ☐ ⑤ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。 ☐ ⑥ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。 ☐ ⑦ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。 ☐ ⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。 ☒ ⑨ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。 ☐ ⑩ その他							（具体的内容） 対象労働者に対して医師による面接指導、保健指導を実施。		
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒ （チェックボックスに要チェック）											

協定の成立年月日 令和 7 年 2 月 27 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称

又は労働者の過半数を代表する者の 職名 営業
氏名 太田 浩文

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法 （ 投票 信任投票による選出 ）

○上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☒

○上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☒

令和 7 年 2 月 27 日

使用者 職名 代表取締役
氏名 松岡 敬太
奈良労働基準監督署長殿

受付
令和 7 年 3 月 3 日
奈良労働基準監督署

時間外労働
休日労働に関する協定届

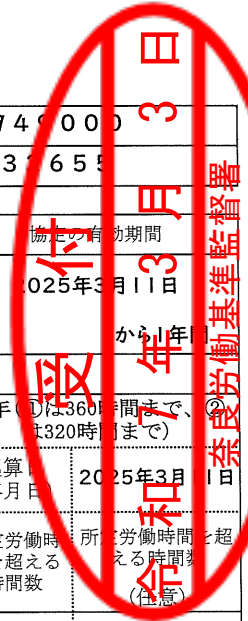
労働保険番号	29101017949000
法人番号	213000103659

様式第9号の2(第16条第1項関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)				協定の有効期間			
労働者派遣事業		株式会社ティーエム・テックス 奈良オフィス スタッフ事業部		〒 639-1123 奈良県大和郡山市筒井町722-4 モトビル2F 電話番号： 0743-23-1770				2025年3月11日 から1年11月10日まで			
時間外労働		時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
						1日		1箇月(①は45時間まで、 ②は42時間まで)		1年(①は360時間まで、 ②は320時間まで)	
	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間 を超える時間 数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間 を超える時間 数 (任意)	起算 (年月日)	2025年3月11日	法定労働時間 を超える時間 数	所定労働時間 を超える時間 数 (任意)			
	① 下記②に該当 しない労働者	派遣先企業における納期等の対応	一般事務職・物の製造業務	75名		8時間		45時間		360時間	
	② 1年単位の変 形労働時間制に より労働する労働者										
	休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の 時刻	
		派遣先企業における納期等の対応		一般事務職・物の製造業務	75名			1ヶ月に4回		0:00~24:00	

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。

☒ (チェックボックスに要チェック)



時間外労働に関する協定届(特別条項)
休日労働

様式第9号の2(第16条第1項関係)

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月(時間外労働及び休日労働を合算した時間数。 100時間未満に限る。)			1年(時間外労働のみの時間数。70時間未満に限る。)		
								起算日 (年月日) 2025年3月1日		
			延長することができる時間数	限度時間を超えて労働させることができる回数(6回以内に限り。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数	法定労働時間を超える時間数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	
一時的な受注、納期の集中・突発的なトラブル対応	一般事務職・物の製造業務	75名	8時間		6回	80時間		25%(60時間超50%)	720時間	
限度時間を超えて労働させる場合における手続			労働者代表への通知							
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置			(該当する番号) ①、⑨	(具体的内容) 対象労働者に対して産業医による面接指導,保険指導を実施。						
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)										

協定の成立年月日 2025年2月27日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 営業
氏名 太田 浩文

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 (信任投票による選出)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

☒ (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

☒ (チェックボックスに要チェック)

2025年2月27日

使用者 職名 代表取締役
氏名 松岡 敬太



園部 労働基準監督署長殿